

◎宗像市議会 改革年表

R05.12現在

整理番号	年	月	内 容	備 考
1	S59		議場に、マイク、カメラ、録音機器を導入	庁舎内のテレビにて本会議を放映
2	60	5	会派制導入	
3	62	3	定例会・臨時会の議案（資料）は、原則として招集日7日前に発送	事前学習に供する。臨時会についても可能な限り7日前に送付する。
4	63	12	委員会の開催は、1日1委員会	議員自ら傍聴することによって学習の機会を得ることができるよう、委員外議員の傍聴を勧奨する。
5	H5 以前		会期日程等年間スケジュール作成	12月定例会の議会運営委員会において翌年の日程を調整。特別の事情がない限り変更しない。 ・議会運営委員会開催：招集日4日前 ・通告書受付、締切：議会初日の1カ月前の午前0時00分から議会運営委員会の3日前 （一般質問は午後3時、代表質問は正午まで）
6	11 以前		連絡会議（執行部からの報告）、全員協議会の開催	原則として、毎月第1月曜日の午後1時30分から開催する。ただし、定例会が行われる月は、定例会初日の本会議終了後に開催する。 報告事項、協議項目は、議会運営委員会で決定する。 （議会運営委員会を毎月開催）
7	13		議会中継システム、議事録検索システム構築	宗像市地域イントラネット基盤整備事業にあわせて、市内公共施設等でのテレビでライブ映像の視聴、インターネットによるライブ映像・録画映像の配信システムを構築。 運用開始 議事録検索システム：H13.12定例会 議会中継システム：H14.3定例会
8		9	会派による代表質問開始	
9	14	4	議会ホームページ開設	
10		5	議事録検索システムをインターネットで公開	
11	15	4	宗像市、玄海町合併 議員定数：38人（合併特例）	宗像市：22人、玄海町：16人 直近の改選時（H16.11.1）の定数を24人に、さらに次の改選時（H20.11.1）以降の定数を22人に改める旨を定める。
12		6	一般質問の発言方法変更	1回目の質問は演壇に登壇し通告したすべての項目について発言し、1項目めの2回目の質問以降は発言席から発言する。 再質問の質問回数に制限は設けていない。 答弁を含めて55分。
13	16	11	議員定数：24人	H15.4合併時決定のとおり改選。
14	17	3	宗像市、大島村合併	大島村議会議員は、全員失職。
15	20	11	議員定数：20人	H15.4合併時に定めていたH20.11.1改選時定数22人について、H18.6宗像市議会定数及び報酬に関する調査特別委員会により、20人に改めた。 （H18.6定例会に議員提案。）
16	21		委員会室の映像配信システム構築	委員会映像は、H22.6定例会から配信。
17		3	採決表示システム導入	起立採決から押しボタン式採決に変更。 採決時は、表決結果画面を放映。
18	22	3	一般質問は、完全一問一答式に変更	1回目の質問は演壇に登壇し、通告した項目の1項目めのみを発言し、2回目の質問以降は、発言席から発言する。 再質問の質問回数に制限は設けていない。 答弁を含めて55分。
19		7	議会基本条例施行	
20		12	議会改革調査特別委員会設置	検討項目 ・政務調査費・費用弁償・行政視察研修・議員定数・議員報酬
21	23	12	常任委員会行政視察の回数制限	
22	24	4	費用弁償廃止	
23	25	3	議会報調査特別委員会設置	検討項目 ・議会報の企画編集・広報媒体・情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段 ・ICT活用
24		3	政務活動費の交付に関する条例施行	月額22,000円
25		2	携帯情報端末機等の使用基準制定	議場以外において、個人所有のタブレット、パソコン等の使用を可とした。
26		2	一般質問での質問者本人による実物投影機等の使用開始（議場内にスクリーン設置）	一般質問時に、資料等のパネルでの表示に加え、資料等実物のプロジェクターでの投影開始。 （タブレット等を直接投影機に接続することは不可） 投影する資料等は、質問前日までに議長に提出し、許可を受ける。 （著作権、個人情報、出典等を確認）
27	26	3	行政視察報告を本会議で実施	定例会最終日に、委員長がポイントを説明、報告する。
28		4	議会資料データ共有サーバーの利用開始	民間無料サーバー（クラウド）を利用し、資料等の共有化を実施。
29		9	会議規則全部改正	会議規則の解釈に疑義が生じないよう、標準会議規則に準拠。
30		11	議会による事業評価の実施	常任委員会の所管事務調査として実施 総務常任委員会：2事業 社会常任委員会：2事業 建設産業常任委員会：2事業
31		3	一般質問の発言方法変更	一般質問は、演壇を使用せず、すべて発言席から行う。

32		6	議会で継の携帯端末での視聴を開始	
33	27	10	議会による事業評価の実施	常任委員会の所管事務調査として実施 総務常任委員会：4事業 社会常任委員会：4事業 建設産業常任委員会：4事業
34		12	携帯情報端末機等の使用基準改正	委員会室に加え、議場においても個人所有のタブレット、パソコン等の使用を可とした。
35	28	10	議会による事業評価の実施	常任委員会の所管事務調査として実施 総務常任委員会：2事業 社会常任委員会：1事業 建設産業常任委員会：3事業
36	29	4	「市民オンブズマン福岡」において、政務活動費の情報公開度が第1位と評価	領収書原本提出、活動報告書及び視察報告書の提出、ホームページ公開等が評価される。
37		6	宗像市議会傍聴規則改正	傍聴受付時に傍聴人の氏名、住所の記入を廃止。
38	31	3	議会基本条例改正	委員会での請願審査において、請願者から意見陳述の申出があったときは、必要に応じ、その機会を設けることを追加。
39	R1		高校生と議会との意見交換会開催	宗像高校、東海大学付属福岡高校
40	R2	1	議場の照明をLED化	庁舎長寿命化計画による。
41		6	議会図書コーナー設置	試行：R02.06～R03.03 本格実施：R03.06定例会から 議員の調査研究に資するため、市民図書館の協力のもと実施
42		12	一般質問通告書の提出締切を3日早める	提出締切を告示日の3日前、15時とする。 事務局、執行部の内容確認期間を確保する。
43		12	タブレット端末機導入	議員用：20台、事務局用：2台 Wi-Fi5Gルーター：1台、ワイヤレスHDMI：4台 本会議、委員会でのペーパーレス化対応
44	R3	1	大型モニター設置（第1・第2委員会室、議会応接室）	委員会審査における各種資料等のデータ化を進め、ワイヤレスHDMIやタブレットからのミラーリングにより、各種資料を投影する。審議等にはモニターを活用する。 大型モニター単体でインターネット接続可。リモート会議等に対応する。 応接室にモニターを新たに設置することで、新型コロナウイルス感染症対策として傍聴の分散を実現。 災害発生時には、災害対策本部のモニターとして使用する。
45		3	一般質問での質問者本人による資料等実物投影機をパソコンに変更 投影資料等は、質問の3日前までに議長に提出し、許可を受ける。 （整理番号26の変更）	パソコンからのデータは、インターネット上に直接配信可能。 パネルは従来通り使用可とする。パネル用の資料等の提出締切は、前日の12時。
46		5	議会中継システムのリニューアル（議場、第2委員会室） 第1委員会室はシステムを新規導入	議場モニターと議会中継の画質・音質の向上、及び傍聴者用モニター設置。 最新のインターネット環境に対応させるもの。
47		9	決算書、議案書等をデータ化（ペーパーレス）	整理番号43、44の運用によるペーパーレス化
48		10	Wi-Fi5Gホームルーター：1台導入	ペーパーレス化本格運用に伴い、本会議及び委員会において全議員がインターネットに安定して接続できるよう、同時接続回線数を増加した。
49		12	代表質問、一般質問を月曜日も実施する。	コミュニティ・センター等の公共施設での議会放映は、月曜休館のため代表質問、一般質問を実施していなかったが、議会中継システムの全面改修により、スマートフォン、タブレット等でどこでも高画質、高音質で視聴できることになったことから、公共施設等での議会放映を取り止める。 公共施設での放映に必要なセットトップボックスの老朽化により、この維持管理費用を削減するもの。
50		12	タブレット端末機追加導入（事務局用）	事務局用：4台追加導入 ペーパーレス化本格運用に伴い、事務局職員も議員と同じ環境で本会議、委員会等に対応する。
51	R4	2	一般質問資料投影プロジェクターへの接続はタブレットとする。 パソコンは使用しない。 投影資料等の提出は、一般質問前2開庁日の17時までとする。 （整理番号45の変更）	タブレット使用、操作が定着したことにより、機種の一掃を図った。 代表質問、一般質問を月曜日も実施することから、提出締切りを見直したものの。
52		2	当初予算書及び関係資料をデータ化（ペーパーレス）	整理番号43、44の運用によるペーパーレス化
53		6	大学生と議会との意見交換会開催	日本赤十字九州国際看護大学
54	R5	2	議場内に車椅子対応スロープ設置、フロアマット改修 議場内の椅子をキャスター付きに変更	庁舎長寿命化計画による。庁舎管理担当から、現庁舎を今後20年使用することを想定し、議場の改修の要否を検討するよう依頼があったもの。 旧椅子は老朽化により破損やスライドしないものが生じていた。 椅子、フロアマットの種類、色などは、議員の希望を聴取し、議会運営委員会で調整、決定した。
55		3	大学生と議会との意見交換会開催	福岡教育大学
56		12	宗像市議会委員会条例、会議規則改正	災害の発生や感染症のまん延、育児・介護などの事由により委員が委員会の開催場所に行けない場合に、オンラインによる方法で委員会に参加できるようにするもの。